

各 県 立 高 等 学 校 長 殿  
県 立 東 桜 学 館 中 学 校 長 殿

教 育 長

**県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について（通知）**  
**（基本的感染防止対策の徹底及び部活動について）**

本県では、オミクロン B A. 2 系統への置き換わりが進み、新規感染者数は減少傾向にあるものの、依然として高い水準にあります。

今後、学校活動の日常化を加速させるためには、学校関係者一人ひとりがオミクロン株の感染力の高さを再認識し、気を緩めることなく、「3密の回避」「換気の励行」「正しいマスクの着用」「こまめな手洗い」等、日々の基本的な感染防止対策の徹底を継続していく必要があります。

県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応については、令和 3 年 7 月 5 日付け通知で示すとともに、ゴールデンウィーク後の当面の取組みとして令和 4 年 4 月 22 日付け通知に示しているところですが、マスクの正しい着用や換気の徹底、部活動の取組みについて、下記により適切に対応願います。

記

**1 基本的感染防止対策の徹底について**

**（1）マスクの正しい着用**

令和 4 年 6 月 1 日付け高校第 251 号・スポ保第 325 号 高校教育課長・スポーツ保健課長通知により、熱中症等のリスクを踏まえたマスクの正しい着用について指導すること。また、令和 4 年 6 月 10 日付けスポ保第 368 号で周知した文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課発出事務連絡を踏まえ、熱中症については、命に関わる重大な問題であることを認識した上で、生徒に対してもその危険性を適切に伝え、発達段階に応じた指導に当たること。

（主な留意事項）

- ・ マスク着用が不要な場面であっても、常にマスクを携帯する。
- ・ 屋内の教室等では、基本的にマスク（不織布製が望ましい）を常時着用する。ただし、屋内でも 2 m 以上の間隔を空けて、会話がないうちはマスクの着用は不要。
- ・ 屋外では、マスクの着用は不要とするが、屋外でも 2 m 未満の間隔で会話をするときには、マスクを着用する。
- ・ 体育の授業、運動部活動の活動中、登下校時はマスク不要であり、これらの場面においては、特に熱中症のリスクが高いことが想定されることから、熱中症対策を優先し、マスクを外すよう指導する。
- ・ 上記を含め、熱中症や呼吸困難等の健康被害が懸念されるなど、マスクを外す場合は、会話を避けたり、極力身体的距離を確保するなど、感染防止対策を徹底する。身体的な理由等によりマスク着用が困難な生徒は、マスク着用以外の方法で予防対策を講じるなど配慮する。

**（2）換気の徹底**

換気が不十分な室内では、クラスター発生の要因となるエアロゾル感染のリスクが高まることから、特に換気を徹底すること。

（主な留意事項）

- ・ 常時換気が望ましいが、冷房の使用や天候等で難しい場合は、こまめな換気を行う

(2方向の窓や戸を開け30分に1回以上、数分間程度)。

- ・ 窓を常に2か所開けていても、建物の構造上、空気が滞留していたなど、室内の換気が不十分だったことにより感染が広がったと見られる事例もあったことから、CO<sub>2</sub>濃度測定器等を活用し、室内のCO<sub>2</sub>濃度及び室温の変化を測定しながら、サーキュレーター等を用いて空気の対流を作るなど、効果的な換気方法を検討し実行する。

※上記1については、これまでの取扱いを変更する趣旨ではないが、改めて、その徹底、効果的な手法の検討等を行うこと。

## 2 部活動について

### (1) 参加者

- OBや保護者等による指導を認めるが、感染防止対策の徹底を図ること。

(主な留意事項)

- ・ マスク着用の徹底(但し、上記1(1)に留意)
- ・ 検温、健康チェックの実施、連絡先の把握

- 活動時における保護者等の観戦を認めるが、感染防止対策の徹底を図ること。

(主な留意事項)

- ・ マスク着用の徹底(ただし、上記1(1)に留意)
- ・ 観戦場所の指定(広さ等に応じて人数の制限や時間帯での入れ替え等を検討)
- ・ 検温、健康チェックの実施、連絡先の把握
- ・ 声援の禁止

### (2) 他校との交流

- 他校との交流について、宿泊を伴う県外\*との交流を可とする。

※地方公共団体が県境をまたぐ往来の自粛を呼び掛けている地域を除く

(県外交流の際の主な留意事項)

- ・ 学校医等の助言を踏まえた感染防止対策を徹底した上で実施する。  
(感染防止対策責任者の設置、感染防止対策に係る参加校同士のクロスチェック(「部活動感染防止対策チェックリスト」の遵守確認)、更衣室の時間差利用や同一控室の利用回避など)
- ・ 往来の前後\*に新型コロナ抗原検査キットや無料PCR検査を活用し、「うつさない」「うつらない」行動を徹底する。

※往来後の検査については、オミクロン株の特性を踏まえ、活動の3日後、無症状であっても全員が、必ず検査を行うこと。活動から検査実施までの間は、健康観察を徹底し、少しでも体調変化がある場合は、必ず医療機関を受診するよう促すこと。

(宿泊の際の主な留意事項)

- ・ 可能な限りシングルルーム対応とする。
- ・ 食事の際は黙食を徹底し、感染防止対策責任者が実施を確認する。

- 移動時(自家用車、バス等)も、3密の回避、換気の励行といった基本的感染対策を徹底する。特にバス移動の際は、飲食を控え、やむを得ず行う際には黙食を徹底し、飲食後は直ちにマスクを着用する。なお、自家用車による複数家族の乗り合い等は極力避け、可能な限り公共交通機関の使用等を検討する。

## 3 その他

上記2については、6月11日(土)からの適用とする。

〈担当〉教育庁	教職員課	課長補佐(高校管理担当)	猪又 義則	(TEL 023-630-2860)
	高校教育課	課長補佐(教育担当)	吉田 武史	(TEL 023-630-3106)
	スポーツ保健課	課長補佐(学体・生涯担当)	石田 充	(TEL 023-630-2562)
		課長補佐(保健・食育担当)	小笠原美鈴	(TEL 023-630-2892)